

サマー キャンペーン

組合員
限定

キャンペーン期間

平成30年 6月1日(金)~7月31日(火)まで

JAさいたま 緑のトラスト基金定期

- 個人の方で新たなご資金でのお預け入れに限ります
- 期間1年ものスーパー定期(新規自動継続・10万円以上 1,000万円未満)

販売総額の0.01%以内を「さいたま緑のトラスト基金」へ寄付いたします。
※お客様の負担はございません。



店頭表示利率の

期間
1年定期

10倍

キャンペーン
商品

期間1年ものスーパー定期(新規自動継続)

※預入単位10万円以上1円単位

「さいたま緑のトラスト基金」とは、優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として取得し保全する「さいたま緑のトラスト運動」を推進するため、埼玉県が設置した基金です。この基金は、皆様からの寄付により支えられています。

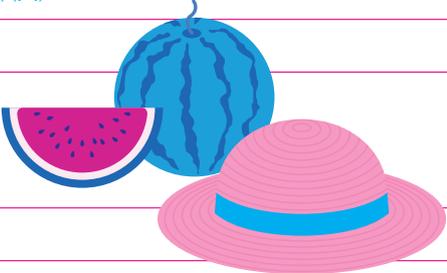
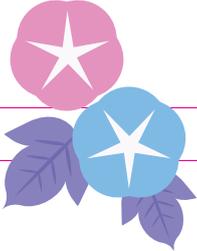
“未来へつなぐ”地域とJA ~地域密着JAさいたま~

「JAとのお取引はこれから」
というお客様もお気軽にどうぞ。



JAさいたまサマーキャンペーン スーパー定期貯金〈単利型〉

(平成30年6月1日現在)

1. 商 品	<ul style="list-style-type: none"> ●スーパー定期貯金〈単利型〉 (緑のトラスト基金定期) ●定型方式 1年(自動継続:元金継続または元金継続)
2. 販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員(家族を含む)個人の方 ●※共済満期金および他行からの預替え等による新規資金を対象とします。 ●※既預入定期貯金、中途解約金および普通貯金等からの振替による資金は対象外とします。
3. 期 間	〈販売期間〉平成30年6月1日(金)～平成30年7月31日(火)
4. 預 入 媒 体	●定期貯金証書・通帳式(総合口座含む)
5. 預 入 方 法 ① 預 入 方 法 ② 預 入 金 額 位 ③ 預 入 単 位	<ul style="list-style-type: none"> ●一括預入 ●10万円以上1,000万円未満 ●10万円以上1円単位 
6. 払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 ① 適 用 金 利 ② 利 払 頻 度 ③ 計 算 方 法 ④ 税 ⑤ 金 利 情 報 の 入 手 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ●預入時の店頭表示利率の10倍を満期日まで適用します。 ●当該商品の預入期間経過後は、自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)※分離課税 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ●金利(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。 
8. 手 数 料	—
9. 付 加 で き る 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ●総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	<ul style="list-style-type: none"> ●この定期貯金は原則として満期日前に解約できません。満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ○6か月未満 解約日における普通貯金利率 ○6か月以上1年未満 約定利率×50%
11. 貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度)	<ul style="list-style-type: none"> ●保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	<p>苦情処理措置／本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本店または金融部(電話:048-615-1258)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所(電話:048-823-7231)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置／外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>埼玉弁護士会示談あつせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
13. そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ●この定期の販売総額の一定割合を地域の緑地保全のために寄付します。 ●※寄附にかかるお客様の負担はございません。 ○寄附額 販売総額の0.01%以内 ○寄附先 さいたま緑のトラスト基金 ●継続を停止した場合のこの貯金の利息は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●適用利率は、金利情勢等により予告なく変更する場合があります。 ●ATMでの預入は対象外とします。 ●この貯金の一部解約はできません。

●組合新規加入者：出資金1,000円以上10,000円以内で組合員加入できます。

詳しくは、下記の電話番号にお問い合わせください。または、ホームページをご覧ください。